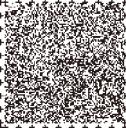


障害を理由として正当な理由なく行う不利益な取扱いを具体的に定めました。



不利益な取扱いの例としては

福祉サービス

- ・福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思に反して、福祉施設への入所や福祉サービスの利用を強制すること



医療

- ・医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制すること



商品の販売・サービスの提供

- ・商品販売やサービス提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること



労働・雇用

- ・応募又は採用を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・賃金、労働時間、昇進、教育訓練、福利厚生などの労働条件について不利益な取扱いをすること
- ・解雇すること



教育

- ・障害のある人の年齢及び能力やその特性を踏まえた教育上必要な支援をしないこと
- ・本人・保護者への意見の聴取や必要な説明を行わず、就学先を決定すること



公共的施設

- ・多くの人が利用する建物、施設又は設備の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



交通機関

- ・旅客施設や車両等の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



不動産取引

- ・不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けること



情報の提供など

- ・情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けること

